

このニュースレターは、日本 F H 協議会会員の方にできるだけ早急にお知らせしなければならない情報や知っておいてもらいたい 1 つないし 2 つの情報を送ります。必要ならプリントしてあるいは保存しておいてください。

重 要

職員ごとの単価計算を

厚労省 5 月 8 日付「コロナ・・児童入所施設措置費等国庫負担金の取扱いについて」の事務連絡が入りました。F H については以下の件が想定できます。

それによると、学校の臨時休業に伴って発生した「かかり増し経費」についての **所要額の調査** です。

・学校の休業期間における日中の職員体制の維持 ということ

- ① 補助者や、(事業主を除いた) 職員が児童の休業中に昼食提供などに必要な超過した時間についての手当を支給するという 制度です。
- ② 子どもの一時保護 (保護者のコロナ感染のため) のための人件費等が想定されます。

これについて、特に①の F H としては、子どもたちの休業によって、昼食提供が最も多い事項だと考えられます。今までは、私たち養育者等は 24 時間休憩なし (これに近い実態) としてきましたが、この制度では「労基法」に基づいて 1 時間の休憩時間の時間単価を計算する必要が出てきました (各 F H では、これまでこの件については想定されていないことが多いことと思いますが)。

時間単価の計算方法 (4 月) の例

《例》 夫婦 2 人のうち事業主が 1 人、専任養育者が 1 人 (2 人でも)

事業主は時間計算外 (この制度の対象外)

1 人ないし 2 人の養育者の月額 ÷ 160 時間 (労基法上週 40 時間と措置)

●月額 1 人 20 万円として $200,000 \div 160 = 1,250$ 円

時間給 1,250 円 × 21 日 (土日祝日を除外した 4 月の実数)

(1 日 1 時間休憩時間) = 26,250 円

として計算。つまり養育者 1 人について 1 時間の昼食休憩時間、21 日間の期間 という想定になります。補助者が提供する業務についても同様の計算になります。3 月分については、すでに報告期日を過ぎてしまっています。**4 月以降の調査** になると思います。(第 2 波、3 波も予想されるので 11 月 16 日まで調査する予定です。)

・学校の休業期間中の食費の増 について

この件については一般的には1日につき昼食代として1食の給食費（学校での）が想定されています。学校で1食分の給食費を調べて欠食期間をかけて対応してください。また返金対応が学校によってある場合は、行政と相談し適宜対応（方法は例として給食費の繰り延べ⇒3, 4, 5月分を6, 7, 8 or 9月分の給食費として請求しない など）してください。

交付手続き

令和2年2月ないし3月から始まった学校休業期間も追加交付されます。

（令和2年度3月31日までの間）

令和2年4月1日以降は、「変更交付手続き」で対応（各都道府県でどのようにするのか決定される。）

これについて、

すでに各都道府県より通知が届いているところがあると思います。参考にしてください。この機会に、FHのあり方、家庭養護のあり方が制度的にはどのようになっているのかを考えていかなければならない契機になってきたようです。

（別紙様式）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う所要額調べ
（令和2年3月31日までの分）

以下の表はある県の例です。

施設名	ファミリーホーム
担当者名	主任

人件費				
NO	施設種別	施設名	所要額	かかり増し経費の内訳
(記載例)	児童養護施設	〇〇園	〇〇	非常勤職員の雇用〇〇名分 超過勤務手当〇〇名計〇時間分 等
1	小規模住居型児童養育事業	ファミリーホーム	35,260円	超過勤務手当1名計41時間分（補助者）
2	小規模住居型児童養育事業	ファミリーホーム	45,000円	超過勤務手当2名計40時間分（養育者）
3				※180,000円÷160時間=1,125円
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計			80,260円	

食費				
NO	施設種別	施設名	所要額	かかり増し経費の内訳
(記載例)	児童養護施設	〇〇園	〇〇	学校の臨時休業期間中の食材費の増〇〇〇円 等
1	小規模住居型児童養育事業	ファミリーホーム	14,860円	学校の臨時休業期間中の食材費の増14,860円
2				
3				
4				
5				
合計			14,860円	